

自立支援医療制度のご案内

自立支援医療制度はご本人の属する世帯の所得やご本人の収入に応じて医療費の自己負担額を軽減する制度です。

制度を利用すると**自己負担は原則1割**で毎月負担する限度額が決まります。

負担上限月額を超える医療費はすべて公費負担となります。

(医療費負担早見表)

区分	非課税1	非課税2	課税1	課税2	一定所得以上
所得額 (市町村民税)	本人収入 80万円以下	本人収入 80万円以上	3万3千円未 満	3万3千円以上 23万5千円未満	23万5千円以上
負担上限 (月額)	2,500円	5,000円	5,000円	10,000円	20,000円

医療費を気にすることなくより多くの治療機会が得られます

(必要書類)

- ①申請書
- ②自立支援医療(精神通院医療)診断書 *作成に当たり別途料金が発生します。
- ③所得を確認できる書類(市町村民税課税所得証明書・年金証書など)
- ④医療保険証
- ⑤印鑑

(利用までの流れ) *申請から認承認されるまで2ヶ月ほど要します

必要書類の準備→居住地の市役所・町役場窓口へ申請

→承認(受給者証・自己負担上限額管理表)が郵送にて交付→利用開始

*受診時には必ず受給者証と自己負担上限額管理表を窓口へ持参してください。



医療法人社団三和会
しおかぜ病院